

震災復興都市計画行動計画

平成 9 年 8 月

平成 14 年 3 月 改訂

平成 24 年 1 月 改訂

平成 25 年 1 月 改訂

静岡県交通基盤部都市局

はじめに

1 東海地震や南海トラフの巨大地震等の大規模地震の発生により、県内都市において甚大な被害の発生が予想されている。

本書は、地震・津波等により市街地が広域に被災した場合、緊急に円滑な復興を図る必要があるため、復興事業に着手するまでに関係機関がとるべき都市計画に関する手続きの手順等を示したものである。

2 行動計画の期間としては、被災市街地復興推進地域を定めることを想定し、地震発生後2か年としている。

地震発生後2か月の内に、被害状況の把握、建築制限の実施、被災市街地復興推進地域の決定のための手続きを実施することが求められており、関係各課が連絡調整を図りながら適切に実施する必要がある。

3 復興都市計画は、原則として、震災に対する全般的復興計画の中の都市づくりに関する分野を対象とした基本計画に基づき定めるものであるため、その策定作業は都市計画決定作業と並行して実施していくことを想定している。

4 復興都市計画行動計画は、県地域防災計画に即応したものとしているが、情報の連絡、処理方法については、本行動計画において連絡体制を独自に構築している。

5 本計画書は、当初、平成9年に地震対策アクションプログラムの中で作成され、その後、平成13年5月の第3次被害想定の公表を契機とした地震対策アクションプログラム2001の一環として改訂した。今回は、平成25年6月に公表された第4次被害想定を契機に改訂を行った。

震災復興都市計画行動計画関係課		
交通基盤部	都市計画課	施設計画班 都市行政班 地域計画班
	市街地整備課	市街地整備班
	街路整備課	街路整備班
	生活排水課	計画班
	公園緑地課	公園緑地班
くらし・環境部	建築安全推進課	建築安全班
	住まいづくり課	計画班
	公営住宅課	建設指導班
危機管理部	危機政策課	政策班

目 次

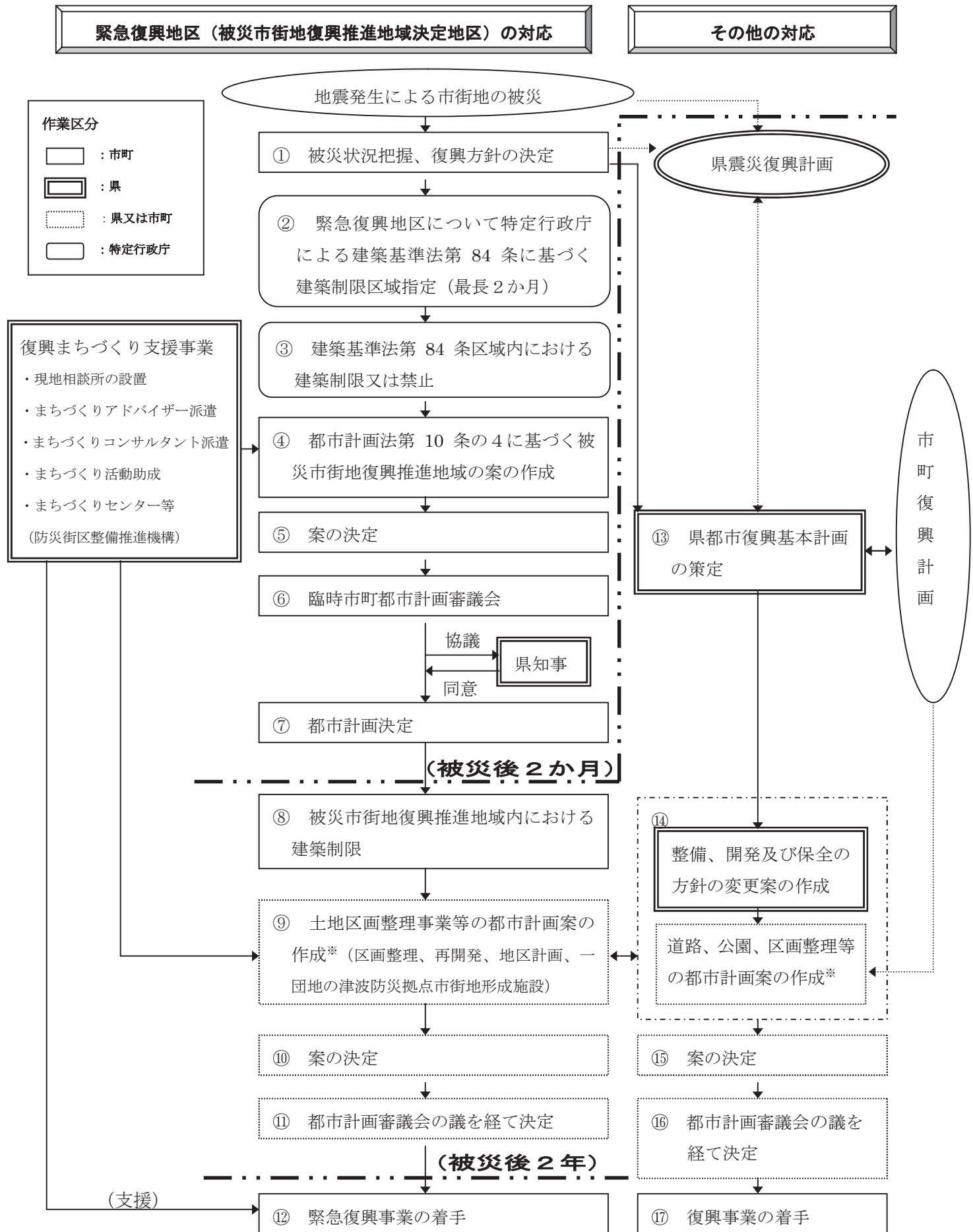
1 震災復興都市計画フロー（既に都市計画区域が指定されている場合） 1
（都市計画区域を新たに指定する必要がある場合） 2
2 震災時情報収集伝達網 3
3 緊急復興地区における建築基準法第84条指定 4
4 被災市街地復興推進地域の都市計画について 6
5 被災市街地復興推進地域の決定手続き 8
6 建築基準法第84条指定を行なう特定行政庁 9
7 県、市町の都市計画担当部局 10
8 参考資料	
（資料1）震災復興事業に関する国庫補助事業制度等の概要 16
（資料2）建築基準法第84条指定図書の例 21
（資料3）被災市街地復興推進地域の計画書作成例 22
（資料4）建築制限の比較 23
（資料5）第4次地震被害想定における全壊・焼失棟数（冬・夕） 24
（資料6）第4次地震被害想定におけるレベル1の津波の最大浸水深図 31
（資料7）第4次地震被害想定におけるレベル2の津波の最大浸水深図 62
9 あとがき 93
10 本計画書の用語集 94

添付資料

震災復興都市計画行動計画表 ~ 時系列、担当課別 ~

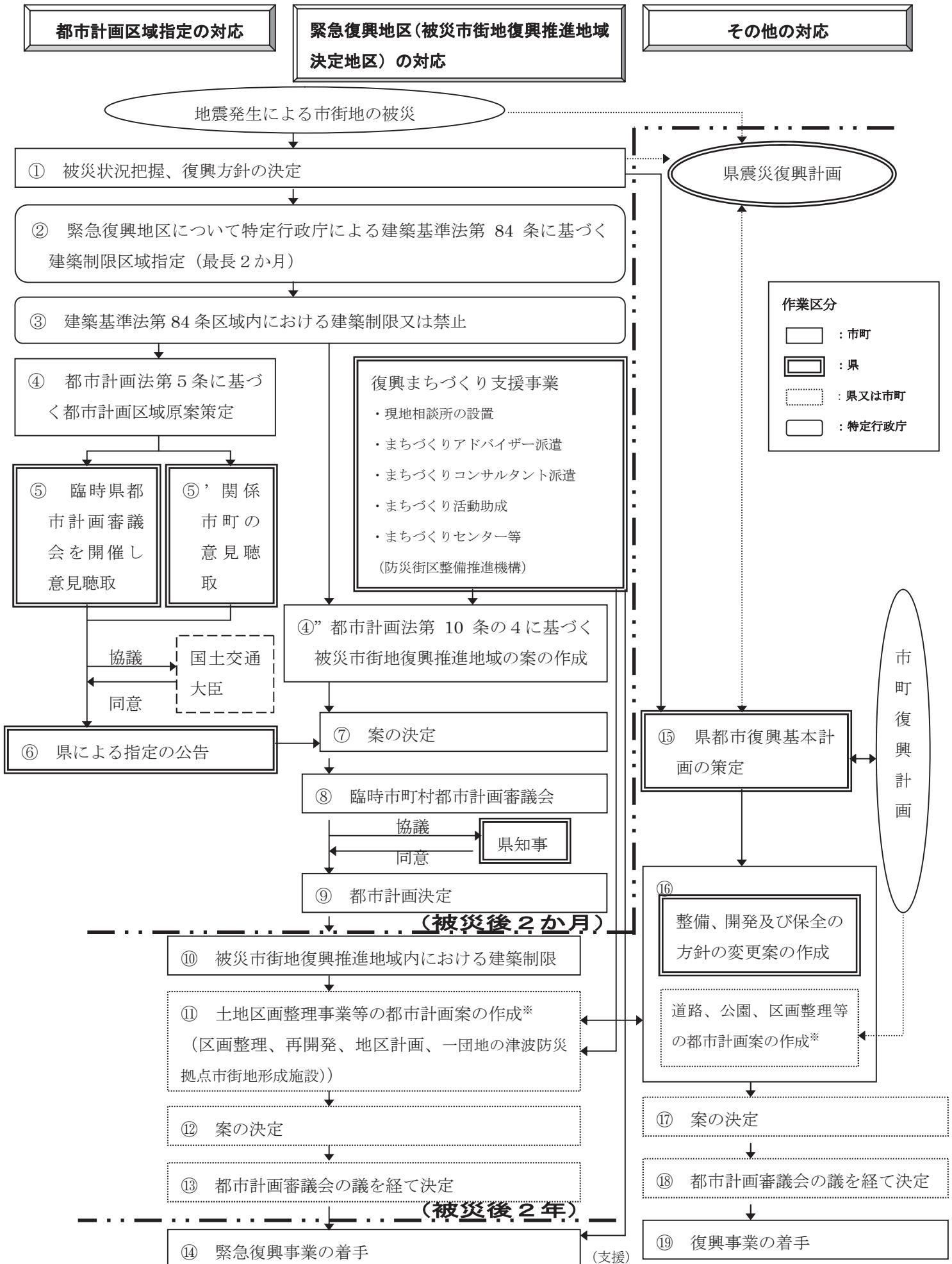
1 震災復興都市計画フロー

(1) 既に都市計画区域が指定されている場合

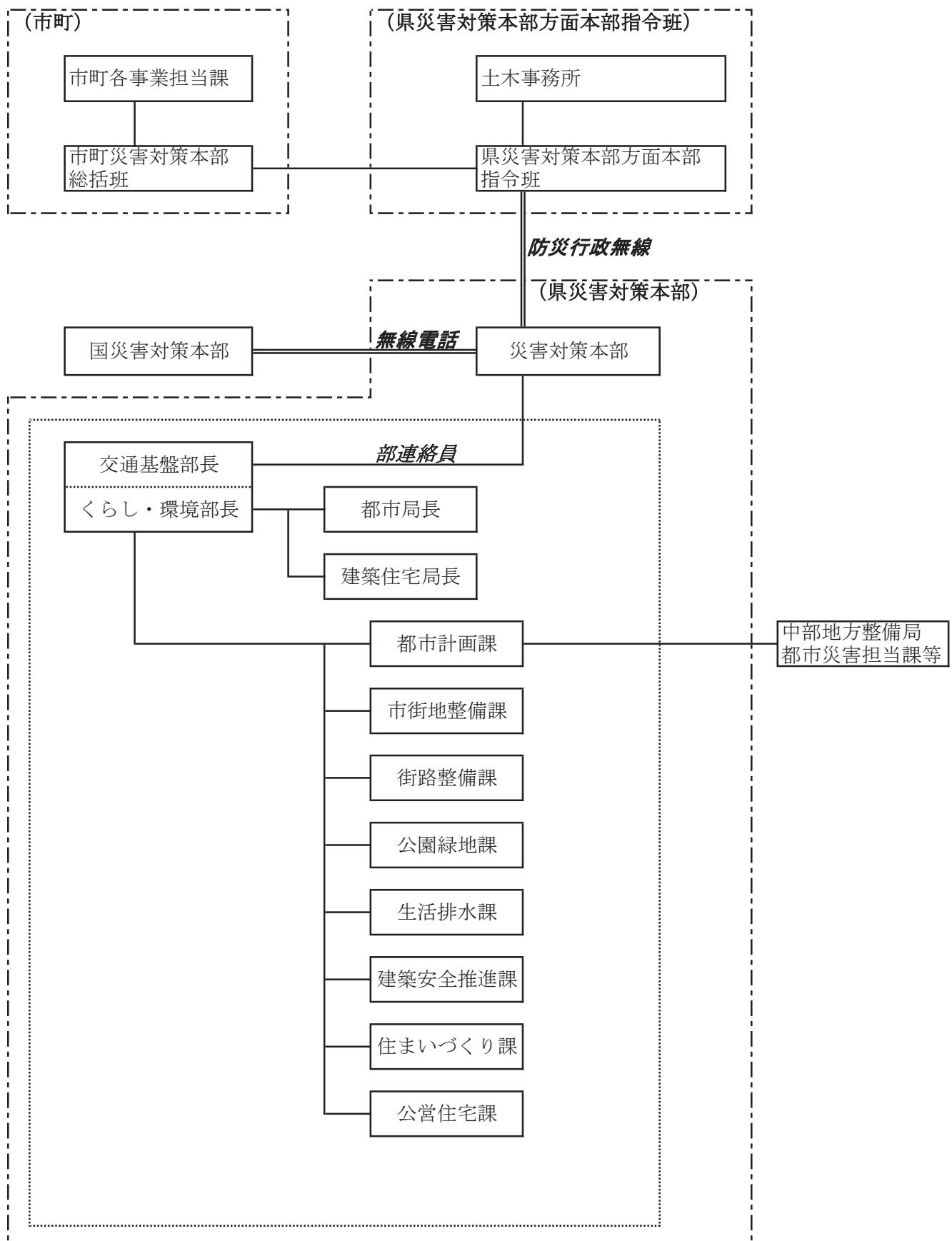


*事業や施設の規模・管理者により県決定と市町決定に区分される。

(2) 都市計画区域を新たに指定する必要がある場合



2 震災時情報収集伝達網



3 緊急復興地区における建築基準法第 84 条指定

(1) 指定のための作成図書

- ア 指定区域名称、所在地、指定面積、被災状況、建築制限内容、指定区域の予定事業、制限期間を記載した書類
- イ 指定区域図（スケール 1／2,500～1／10,000程度）

(2) 区域指定の際の連絡体制

- ア 建築基準法第 84 条の区域指定は特定行政庁が行うため、県が指定する場合と市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市）が指定する場合がある。
- イ いずれの場合であっても、県と市町の間の調整は、都市計画部局が窓口となり、それぞれの建築部局を交えて調整を行う。
- ウ 最終的に県の都市計画部局が全県分をまとめて国土交通省と協議した上で、特定行政庁の建築部局が指定を行うこととする。
- エ 建築制限に当たっては、仮設住宅建設計画に留意する。

(3) 指定に当たっての留意事項

建築基準法第 84 条の区域指定においては、「都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは」とあり、あくまでも、都市計画事業による復興を想定した区域であることが指定の条件とされているため、特定行政庁の都市計画部局と建築部局が慎重に協議を進め、区域指定を行うこと。

(4) 周知方法について

- ア 指定区域図、建築制限内容は、指定区域の土木事務所及び市町の建築部局窓口において閲覧し、県ホームページに掲載するなどして周知を図る。
- イ 知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第 77 条の 33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、建築制限内容を情報提供する。
- ウ 国土交通省が指定した指定確認検査機関に対しては、県は国に対し建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。
- エ 建築基準法上、公告の義務はないが、指定区域、建築制限内容について公告をすることが望ましい。
- オ 現地においては看板等により周知を行う。
- カ 県記者クラブに情報提供し周知を行う。

(5) 建築制限内容について

原則として、以下の建築物以外の建築を禁止する。

- (ア) 国、地方公共団体等が建築する応急仮設住宅及び震災復興事業の一環として建築する建築物。
- (イ) 停車場、郵便局、官公署、その他これに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物。
- (ウ) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場、その他これらに類す

る仮設建築物。

(エ) その他特定行政庁が支障ないと認めたもの。

(6) 制限期間を延長する場合の手順について

ア 指定区域の市町と県の都市計画部局との協議により、期間延長の必要がある場合、震災後 20 日以内に、特定行政庁の建築部局へ延長の要請を行う。

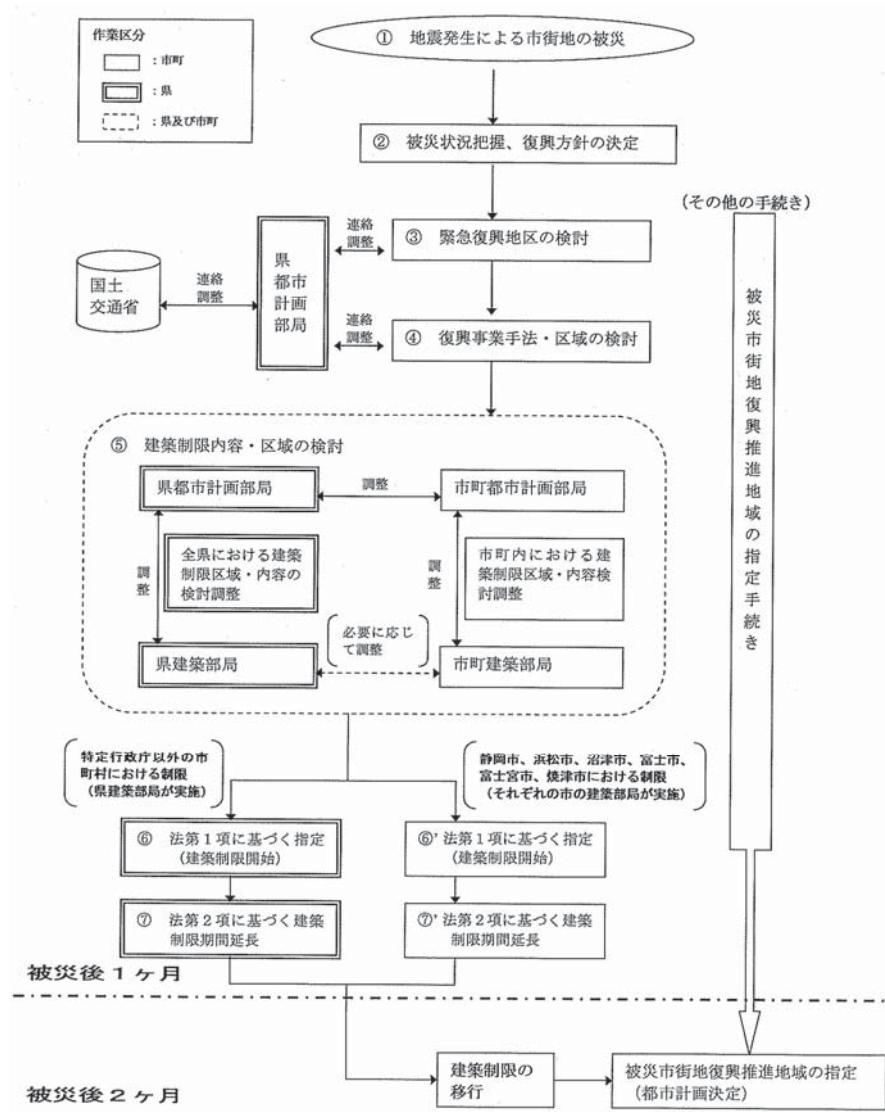
イ 建築部局では、震災後 1 月以内に延長し、公告を行う。

(7) 現地相談業務等の支援体制について

ア 静岡県地域防災計画 地震対策編 第6編復旧・復興対策 第8章 被災者の生活再建支援 68-7 相談窓口の設置で位置付けられている必要に応じて設置される「震災復興相談センター」の活用を図る。

イ 住民への周知及び理解を得ながら実施する必要があるため、建築行政職員、事業担当職員及び建築士等による建築相談窓口を各市町に設置する必要がある。

建築基準法第 84 条に基づく建築制限フロー



4 被災市街地復興推進地域の都市計画について

(1) 「被災市街地復興推進地域」の指定指針

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域のうち、どこを「被災市街地復興推進地域」として指定するかは、各地域ごとに、市町村が復興のために施行する事業や地区計画の内容等を十分考慮のうえ指定の要否を判断すべきものであるが、公共施設の整備が必要であると認められる区域にあっては、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

「被災市街地復興推進地域」の指定については、各市町復興計画を念頭に入れながら最終決定すべきものであるが、いわゆる生活基盤が未整備であることが原因で、建築物の面的な焼失が生じた区域については、①緊急かつ健全な復興をする必要がある、②そのまま放置すれば再度災害に対して脆弱な市街地が形成されるおそれがある。

よって、面的な整備を緊急かつ円滑に実施する必要性から、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

また、生活基盤が整備済みの区域であっても、何等かの理由により建築物の面的な滅失が生じた区域については、当原因を排除するために市街地再開発事業や細街区、小公園等の公共施設の整備拡充が必要であると認められる場合は、原則として「被災市街地復興推進地域」を指定すべきものと考えられる。

なお、復興の手法として地区計画で対応する場合には、第5条の指定要件により、地区計画に地区施設（道路、公園等）、地区整備計画を定め、少なくとも、地区施設の配置及び規模、建築物等の用途の制限、壁面位置の制限他の建築物等に関する事項が計画内容に含まれている必要がある。

(2) 「被災市街地復興推進地域」の指定基準

「被災市街地復興推進地域」の指定基準として、倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった具体的な数値的基準を一律に定めることは適当でなく、被災地域の個別条件を十分検討のうえ、事業手法や復興にあたり法令上の特例を適用する必要性の有無等に配慮して指定すべきものと考えられる。

被災地の復興手段に国庫補助事業を活用した「土地区画整理事業」を用いる場合にあっては、施行区域の面積基準（2ha以上）があり、同じく国庫補助事業を活用した「被災市街地復興土地区画整理事業」として施行する場合にあっても「要綱」上の採択基準（被災地20ha以上、被災家屋1,000戸以上）がある。（平成24年度末現在）

こういった数値を「被災市街地復興推進地域」指定の一つの基準として用いることや、さらに倒壊家屋の戸数や罹災率、消失面積といった数値的基準を一律に定めることも考えられるが、被災地の復興にあたっての個別条件（高齢者住宅が多いとか、小規模宅地が密集している地域で公共施設を整備するために区域外への移転が必要であるとか）によっては、国の助成制度の有無に限定されず復興地域の指定によって適用可能となる数々の特例を必要とする場合がある。

よって、指定の基準を一律の数値として考えるのは適当ではなく、各被災地の実情に応じて判断すべきものと考えられる。

なお、被災地の個別条件をモデル化し、ある程度の基準（目安）を定めることは可能かとも思われるが、モデル設定や基準づくりには委託するための予算措置が必要。

(参考) 指定要件の整理

1) 都市計画法

＜第10条の4（被災市街地復興推進地域）第1項＞

都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

＜第13条（都市計画基準）第1項第10号＞

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害により相当数の建物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

2) 被災市街地復興特別措置法

＜第5条（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）＞

都市計画区域内の市街地の土地の区域で、次の要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

①大規模な火災、震災その他の災害により、当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

②公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて不良な街区の環境が形成されるおそれのあること。

③当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

（3）「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定に当たり必要となる図書等

1) 法令上必要となる図書

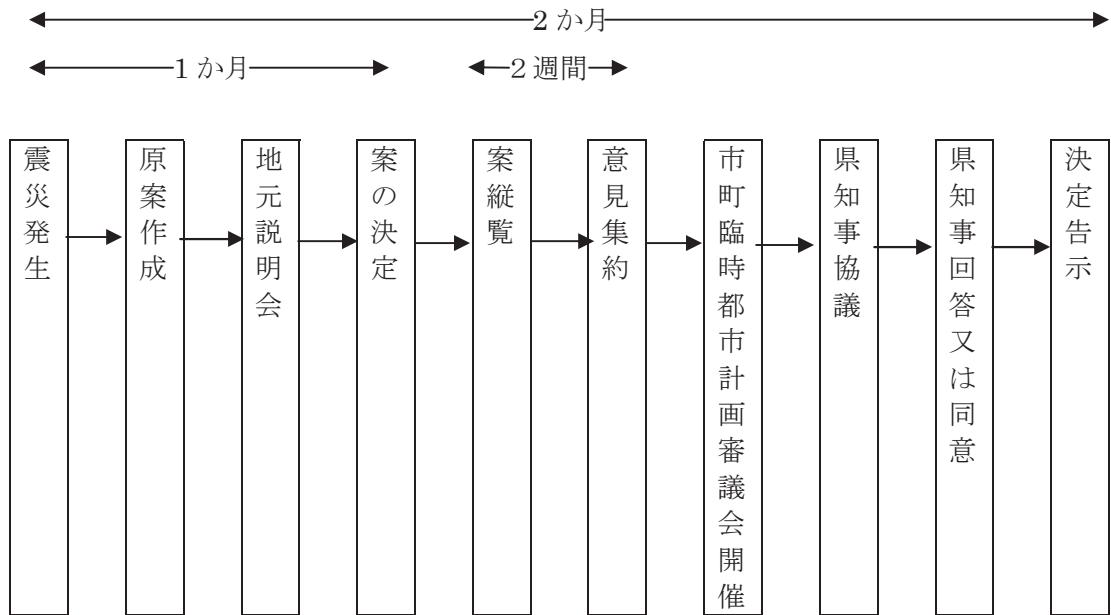
①名称 ②位置 ③区域 ④区域の面積 ⑤緊急復興方針 ⑥建築行為等の制限が行なわれる期間の満了の日

総括図、計画図

2) 参考図書として必要と思われる図書

①被災状況図 ②緊急復興方針図

5 被災市街地復興推進地域の決定手続



1 地元説明会の開催

- (1) 土地区画整理事業等の復興都市計画をめざしたものであることを説明する。
- (2) 被災市街地復興推進地域は、名称、位置、面積、区域を定める。
- (3) 土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の制限がある。
- (4) 説明会開催に当たって、適当な会場の確保、被災住民への通知をすること。
- (5) 反対者が多数の場合の対応に留意する。

2 市町臨時都市計画審議会の開催

- (1) 地震発生後、2か月以内に審議会を開催し、しかも1回で処理することとする。
- (2) 審議会委員の内、半数以上の出席者を確保しなければならない。
- (3) 審議会開催場所を確保する。
- (4) 縦覧にあたっては、住民に縦覧できる場所の確保とともに、市町広報、マスコミ、掲示板等の活用により住民に周知する。

6 建築基準法第84条指定を行なう特定行政庁

区分	管内	担当課	TEL	FAX	E-mail アドレス
静岡県		建築安全推進課	054-221-3078 5(8)-100-3078	054-221-3567 5(8)-100-3567	kenchikianzen@pref.shizuoka.lg.jp
下田土木事務所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	都市計画課	0558-24-2109 5(8)-101-2109	0558-24-2123 5(8)-101-2123	shimodo-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
熱海土木事務所	熱海市、(伊東市) (三島市)、(裾野市)、(御殿場市)、伊豆の国市、伊豆市、函南町、長泉町、小山町、(榛原市)、(磐田市)、(駿河市)、(川根本町)	都市計画課	0557-82-9192 5(8)-102-9192	0557-82-9110 5(8)-102-9110	atado-toshikei@pref.shizuoka.lg.jp
沼津土木事務所	沼津市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町、小山町、(榛原市)、(磐田市)、(駿河市)、(川根本町)	建築住宅課	055-920-2224 5(8)-103-2224	055-926-5527 5(8)-103-2227	numado-kenchiku@pref.shizuoka.lg.jp
島田土木事務所	島田市、吉田市、(磐田市)、(駿河市)、(川根本町)	建築住宅課	0547-37-5273 5(8)-110-151	0547-37-6247 5(8)-110-181	shimada-kenchiku@pref.shizuoka.lg.jp
袋井土木事務所	袋井市、(磐田市)、(掛川市)、(袋井市)、(菊川市)、(御前崎市)、森町	建築住宅課	0538-42-3294 5(8)-111-3294	0538-42-6419 5(8)-111-6090	fukudo-keniku@pref.shizuoka.lg.jp
浜松土木事務所	(湖西市)	建築住宅課	053-458-7283 5(8)-108-7283	053-458-7195 5(8)-108-7195	hamado-keniku@pref.shizuoka.lg.jp
静岡市	静岡市	建築部 建築指導課	054-221-1267 5(8)-250-9106	054-221-1135 5(8)-250-9100	(防災対策本部) (防災対策本部)
浜松市	浜松市	都市整備部 建築行政課	053-457-2471 5(8)-263-9999	053-457-2469 5(8)-263-9100	(危機管理課) (危機管理課)
沼津市	沼津市	都市計画部 建築指導課	055-934-4767 5(8)-242-2574	055-933-1412 5(8)-242-9100	(危機管理課) (危機管理課)
富士市	富士市	都市整備部 建築指導課	0545-55-2791 5(8)-175-2526	0545-53-2773 5(8)-175-9101	(防災危機管理課) (防災危機管理課)
富士宮市	富士宮市	都市整備部 建築指導課	0544-22-1229 5(8)-249-9999	0544-22-1208 5(8)-249-9100	(防災危機管理室) (防災危機管理室)
焼津市	焼津市	都市整備部 建築指導課	054-626-2161 5(8)-212-9106	054-626-2184 5(8)-212-9100	(危機管理課) (危機管理課)

() : 限定特定行政庁。

TEL・FAX欄:上段はNTT回線、下段は総合情報ネットワーク回線
E-mail アドレス欄:上段はインターネット上、下段はSDOネット上

7 県、市町の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかる）

(1) 県の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかる）

区分	名称	部局名	電話	総合情報ネットワーク	NTT	FAX	総合情報ネットワーク	インターネット	E-mailアドレス
本 庁	都市計画課	都市行政班	054-221-3062	5(8)-100-3062	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	メール都市計画課	S DOネット
"	施設計画班		054-221-2219	5(8)-100-2219	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	メール都市計画課	
"	地域計画班		054-221-3187	5(8)-100-3187	054-221-3640	5(8)-100-3640	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp	メール都市計画課	
市街地整備課	市街地整備班 (「区域整理」) 市街地整備班 (再開発)		054-221-3530	5(8)-100-3530	054-221-3493	5(8)-100-3493	shigaichi@pref.shizuoka.lg.jp	メール市街地整備課	
"	街路整備班		054-221-2344	5(8)-100-2344	054-221-3493	5(8)-100-3493	shigaichi@pref.shizuoka.lg.jp	メール市街地整備課	
街路整備課	街路整備班		054-221-3063	5(8)-100-3063	054-221-3068	5(8)-100-3640	gairo@pref.shizuoka.lg.jp	メール街路整備課	
生活排水課	計画班		054-221-3082	5(8)-100-3082	054-221-3586	5(8)-100-3586	gesui@pref.shizuoka.lg.jp	メール生活排水課	
公園緑地課	公園緑地班		054-221-3494	5(8)-100-3494	054-221-3493	5(8)-100-3493	parks@pref.shizuoka.lg.jp	メール公園緑地課	
建築安全推進課	建築耐震班		054-221-3320	5(8)-100-3320	054-221-3567	5(8)-100-3567	kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp	メール建築安全推進課	
住まいづくり課	計画班		054-221-3080	5(8)-100-3080	054-221-3083	5(8)-100-3083	sumai@pref.shizuoka.lg.jp	メール住まいづくり課	
公営住宅課	建設指導班		054-221-3087	5(8)-100-3087	054-221-3083	5(8)-100-3083	jutaku@pref.shizuoka.lg.jp	メール公営住宅課	
出先機関	下田土木事務所	都市計画課	0558-24-2110	5(8)-101-2110	0558-24-2123	5(8)-101-2123	shimodo-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール下田土木都計	
	熱海土木事務所	都市計画課	0557-82-9186	5(8)-102-9186	0557-82-9110	5(8)-102-9110	atado-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール熱海土木都計	
	沼津土木事務所	都市計画課	055-920-2222	5(8)-103-2222	055-926-5527	5(8)-103-6090	numado-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール沼津土木都計	
	富士土木事務所	都市計画課	0545-65-2243	5(8)-104-2243	0545-27-2270	5(8)-104-2270	fujido-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール富士土木都計	
	静岡土木事務所	都市計画課	054-286-9335	5(8)-105-9335	054-286-9375	5(8)-105-9375	shizudo-toshi@pref.shizuoka.lg.jp	メール静岡土木都計	
	島田土木事務所	都市計画課	0547-37-4181	5(8)-110-201	0547-37-5335	5(8)-110-5335	shimada-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール島田土木都計	
	袋井土木事務所	都市計画課	0538-42-3292	5(8)-111-3292	0538-43-0919	5(8)-111-6090	fukudo-toshikeli@pref.shizuoka.lg.jp	メール袋井土木都計	
	浜松土木事務所	都市計画課	053-458-7276	5(8)-108-7276	053-458-7195	5(8)-108-7195	hamado-toshi1@pref.shizuoka.lg.jp	メール浜松土木都計	

*総合情報ネットワーク（ ）は衛星回線使用の場合
**総合情報ネットワークは「5(8)-(各市町末尾7桁)」を「022-(各市町末尾7桁)」に変えて通じる。

(2) 市町の都市計画担当部局（被災市街地復興推進地域の決定にかかるる）

区分	区分	部局名	電話	FAX	E-mail アドレス
			NTT ネットワーク 総合情報 ネットワーク	NTT	インターネット 総合情報 ネットワーク
下田市	都市計画担当	建設課	都市住宅係 0558-22-2219 (総務課)	5(8)-233-9999 0558-27-1007 (総務課)	5(8)-233-9100 kensetsu@city.shizuoka.jp
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
東伊豆町	都市計画担当	建設産業課	建設企画係 0557-95- 6303(直通)	5(8)-235-9999 (企画調整課)	5(8)-235-9100 (企画調整課)
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
河津町	都市計画担当	建設課	建設係 0558-34-1952 (総務課)	5(8)-234-9999 0558-34-1404 (総務課)	5(8)-234-9100 kensetsu@town.kawazu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
南伊豆町	都市計画担当	建設課	管理係 0558-62-6277 (総務課)	5(8)-232-9999 0558-62-2588 (代) (総務課)	5(8)-232-9100 kensetsu@town.minamizu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
熱海市	都市計画担当	まちづくり課	都市計画室 0557-86-6383 (危機管理課)	5(8)-205-9999 0557-86-6416 (危機管理課)	5(8)-205-9100 toshikeikaku@city.atami.shizuoka.jp
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
伊東市	都市計画担当	都市計画課	計画係 まちづくり推進係 0557-32-1781 まちづくり推進係 0557-32-1782 まちづくり推進係 0557-32-1782 まちづくり推進係 055-934-4760 計画係 055-934-4763 市街地整備課 055-934-4764 市街地整備課 055-932-5871	0557-36-0320 0557-36-0320 0557-36-0320 0557-36-0320 055-933-1412 055-932-5871 055-932-5871	5(8)-236-9100 (危機対策課) 5(8)-236-9100 (危機対策課) 5(8)-236-9100 (危機対策課) 5(8)-242-9100 (危機管理課) 5(8)-242-9100 (危機管理課) 5(8)-242-9100 (危機管理課)
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				
沼津市	都市計画担当	計画課			keikaku@city.numazu.lg.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課			shigaichi@city.numazu.lg.jp
	市街地再開発担当	市街地整備課 再開発係			shigaichi@city.numazu.lg.jp

区分	区分	部局名	電話番号	FAX	E-mailアドレス
三島市	都市計画担当	都市計画課	NTT 055-983-2631	総合情報 ネットワーク	総合情報 ネットワーク
	土地区画整理担当	計画係 用地・区画整理係	5(8)-243-9999 (危機管理課)	5(8)-243-9100 (危機管理課)	toshikei@city.mishima.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	整備課 三島駅周辺整備推進課	055-983-2763 055-983-2633	055-973-7241 (危機管理課) 055-973-7241 (危機管理課)	055-973-7241 (危機管理課) 055-973-7241 (危機管理課)
御殿場市	都市計画担当	都市計画課	計画スタッフ	0550-82-4240	5(8)-246-9000 (危機管理室)
	土地区画整理担当	整備課	市街地整備スタッフ	0550-82-4226	5(8)-246-9000 (危機管理室)
	市街地再開発担当	整備課	市街地整備スタッフ	0550-82-4226	5(8)-246-9000 (危機管理室)
裾野市	都市計画担当	都市計画課	計画係 タシフ	055-995-1829	0550-82-4232 (危機管理室)
	土地区画整理担当	区画整理課	区画整理係	055-994-1274	0550-84-3286 (危機管理室)
	市街地再開発担当				0550-84-3286 (危機管理室)
伊豆の国市	都市計画担当	都市計画課	計画係	055-948-2909	5(8)-245-9106 (防災交通課)
	土地区画整理担当	計画課	土地対策係	055-948-2909	5(8)-245-9106 (防災交通課)
	市街地再開発担当	計画課	土地対策係	055-948-2909	5(8)-245-9106 (防災交通課)
伊豆市	都市計画担当	建設部	土地対策課	0558-83-5206	0558-83-2484 (代)
	土地区画整理担当				5(8)-114-9106
	市街地再開発担当				5(8)-114-9100
函南町	都市計画担当	都市計画課	都市計画係	055-979-8117	055-979-8146 (総務課)
	土地区画整理担当	計画課	都市計画係	055-979-8117	055-979-8146 (総務課)
	市街地再開発担当				055-979-8146 (総務課)
清水町	都市計画担当	都市計画課	計画指導係	055-981-8225	055-973-1809 (総務課)
	土地区画整理担当				
	市街地再開発担当				

区分	区分	部局名	電話番号	FAX	E-mailアドレス
長泉町	都市計画担当	建設設計課	NTT 055-989-5520 計画チーム	NTT 055-986-5905 ネットワーク	総合情報 ネットワーク
	土地区画整理担当	建設設計課	NTT 055-989-5520 計画チーム	NTT 055-986-5905 (地域防災課)	5(8)-244-9100 (地域防災課)
	市街地再開発担当	建設設計課	NTT 055-989-5520 計画チーム	NTT 055-986-5905 (地域防災課)	5(8)-244-9100 (地域防災課)
小山町	都市計画担当	都市整備課	NTT 0550-76-6104 計画整備班	NTT 0550-76-2795 (地域防災課)	5(8)-244-9100 (地域防災課)
	土地区画整理担当	都市整備課	NTT 0550-76-6104 計画整備班	NTT 0550-76-2795 (地域防災課)	5(8)-247-9100 (地域防災課)
	市街地再開発担当				toshi@fuji-oyama.jp
富士市	都市計画担当	都市計画課	NTT 0545-55-2786 都市政策担当	NTT 0545-51-0475 (防災危機管理課)	5(8)-175-9100 (防災危機管理課)
	土地区画整理担当	市街地整備課	NTT 0545-55-2798 区画整理担当	NTT 0545-51-0475 (防災危機管理課)	5(8)-175-9100 (防災危機管理課)
	市街地再開発担当	市街地整備課	NTT 0545-55-2797 再開発担当	NTT 0545-51-0475 (防災危機管理課)	5(8)-175-9100 (防災危機管理課)
富士宮市	都市計画担当	都市計画課	NTT 0544-22-1166 計画係	NTT 0544-22-1208 (防災危機管理室)	5(8)-249-9100 (防災危機管理室)
	土地区画整理担当	市街地整備課	NTT 0544-22-1171 市街地整備係	NTT 0544-22-1208 (防災危機管理室)	5(8)-249-9100 (防災危機管理室)
	市街地再開発担当	都市整備課	NTT 0544-22-1171 市街地整備係	NTT 0544-22-1208 (防災危機管理室)	5(8)-249-9100 (防災危機管理室)
静岡市	都市計画担当	都市計画課	NTT 054-221-1406 企画担当	NTT 054-221-1117 (防災対策本部)	5(8)-250-9100 (防災対策本部)
	土地区画整理担当	市街地整備課	NTT 054-221-1417 区画整理担当	NTT 054-221-1117 (防災対策本部)	5(8)-250-9100 (防災対策本部)
	市街地再開発担当	市街地整備課	NTT 054-221-1410 再開発担当	NTT 054-221-1117 (防災対策本部)	5(8)-250-9100 (防災対策本部)
焼津市	都市計画担当	都市計画課	NTT 054-626-2160 計画担当	NTT 054-626-2184 (危機管理課)	5(8)-212-9100 (危機管理課)
	土地区画整理担当	区画整理課	NTT 054-626-2167 市街地整備担当	NTT 054-626-2184 (危機管理課)	5(8)-212-9100 (危機管理課)
	市街地再開発担当	都市計画課	NTT 054-626-2166 再開発担当	NTT 054-626-2184 (危機管理課)	5(8)-212-9100 (危機管理課)
藤枝市	都市計画担当	都市政策課	NTT 054-643-3373 計画係	NTT 054-643-3280 (危機管理課)	5(8)-214-9100 (危機管理課)
	土地区画整理担当	都市政策課	NTT 054-643-3373 事業管理担当	NTT 054-643-3280 (危機管理課)	5(8)-214-9100 (危機管理課)
	市街地再開発担当	中心市街地活性化推進室	NTT 054-641-3366 再開発担当	NTT 054-641-3369 (危機管理課)	5(8)-214-9100 (危機管理課)

区分	区分	部局名	電話	FAX	総合情報 ネットワーク	総合情報 ネットワーク
島田市	都市計画担当	都市計画課	NTT 0547-36-7177 (防災課)	NTT 0547-37-8200 (代)	5(8)-254-9100 (防災課)	toshikei@city.shimada.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課	都市基盤 整備係	0547-36-7392 (防災課)	5(8)-254-9999 (防災課)	shigaichi@city.shimada.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	市街地整備課	都市基盤 整備係	0547-36-7392 (防災課)	5(8)-254-9999 (防災課)	shigaichi@city.shimada.shizuoka.jp
御前崎市	都市計画担当	都市建設課	都市計画係	0537-85-1122 (防災課)	5(8)-257-9000 (防災課)	5(8)-257-85-1145 (防災課)
	土地区画整理担当	都市建設課	都市計画係	0537-85-1122 (防災課)	5(8)-257-9000 (防災課)	0537-85-1145 (防災課)
	市街地再開発担当					
牧之原市	都市計画担当	都市計画課	0548-53-2633 (相良庁舎3階 工企業課)	0548-52-3772 (相良庁舎3階 商	5(8)-119-9100 (相良庁舎3階 工企業課)	kensetsu@city.makinohara.shizuoka.jp
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					
吉田町	都市計画担当	都市建設課	都市計画部門 0548-33-2161 (防災課)	0548-33-0362 (防災課)	5(8)-255-8001 (防災課)	toshi@town.yoshida.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	都市建設課	土地区画整理 部門 0548-33-2138 (防災課)	0548-33-0362 (防災課)	5(8)-255-9001 (防災課)	toshi@town.yoshida.shizuoka.jp
	市街地再開発担当					
磐田市	都市計画担当	都市計画課	都市計画係 0538-37-4907 (区画整理 ループ)	0538-36-2459 5(8)-262-3261	5(8)-262-9100 (自治防災 課危機管理室)	5(8)-262-9100 (自治防災 課危機管理室)
	土地区画整理担当	都市整備課	市街地整備 ループ	0538-37-4830 5(8)-262-3321	0538-37-8690 5(8)-262-3311	5(8)-262-9100 (自治防災 課危機管理室)
	市街地再開発担当	都市整備課	ループ	0538-37-7174 5(8)-262-3311	0538-37-8690 5(8)-262-3311	5(8)-262-9100 (自治防災 課危機管理室)
掛川市	都市計画担当	都市政策課	計画係 0537-21-1151 (危機管理課)	0537-21-1165 5(8)-259-9999 (危機管理課)	5(8)-259-9100 (危機管理課)	tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	土木課	都市基盤係 0537-21-1153 (危機管理課)	0537-24-1165 5(8)-259-9999 (危機管理課)	5(8)-259-9100 (危機管理課)	doro-kasen@city.kakegawa.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市政策課	中心市街地活 性化推進室 0537-24-1162 (危機管理課)	0537-24-1144 5(8)-259-9999 (危機管理課)	5(8)-259-9100 (危機管理課)	machinaka@city.kakegawa.shizuoka.jp

区分	区分	部局名	電話		E AX	E-mail アドレス
			NTT	総合情報ネットワーク		
袋井市	都市計画担当	都市計画課 計画係	0538-44-3122 (防災課)	5(8)-261-9999 (防災課)	5(8)-261-9100 (防災課)	toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	都市計画課 区画整理係	0538-44-3126 (防災課)	5(8)-261-9999 (防災課)	5(8)-261-9100 (防災課)	toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市計画課 計画係	0538-44-3122 (防災課)	5(8)-261-9999 (防災課)	5(8)-261-9100 (防災課)	toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
菊川市	都市計画担当	都市政策課 都市計画係	0537-35-0932 (安全課)	5(8)-258-9000 (安全課)	5(8)-258-9100 (安全課)	toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	都市整備課 区画整理係	0537-35-0931 (安全課)	5(8)-258-9001 (安全課)	5(8)-258-9115 (安全課)	toshiseibi@city.kikugawa.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	都市整備課 区画整理係	0537-35-0931 (安全課)	5(8)-258-9000 (安全課)	5(8)-258-9115 (安全課)	toshiseibi@city.kikugawa.shizuoka.jp
森町	都市計画担当	建設課 都市計画係	0538-85-6322 (総務課)	5(8)-260-9999 (総務課)	5(8)-260-9100 (総務課)	kensetsu@town.morimachi.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	建設課 都市整備係	0538-85-6321 (総務課)	5(8)-260-9999 (総務課)	5(8)-260-9100 (総務課)	kensetsu@town.morimachi.shizuoka.jp
	市街地再開発担当					
浜松市	都市計画担当	都市計画課 計画グループ	053-457-2371 (危機管理課)	5(8)-263-9999 (危機管理課)	5(8)-263-9100 (危機管理課)	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	土地区画整理担当	市街地整備課 企画調整グループ	053-457-2366 (危機管理課)	5(8)-263-9999 (危機管理課)	5(8)-263-9100 (危機管理課)	shigaichi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	市街地再開発担当	市街地整備課 再開発グループ	053-457-2342 (危機管理課)	5(8)-263-9999 (危機管理課)	5(8)-263-9100 (危機管理課)	shigaichi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
湖西市	都市計画担当	都市計画課 都市計画係	053-576-3117 (防災課)	5(8)-264-9999 (防災課)	5(8)-264-9100 (防災課)	toshikei@city.kosai.shizuoka.jp
	土地区画整理担当					
	市街地再開発担当					

※総合情報ネットワーク（）は衛星回線使用の場合。
 担当が、空欄の場合は、都市計画担当等がこれを兼ねるものとする。
 現時点で分かっている最新のものを示しております。以降改変されている可能性がある。
 総合情報ネットワークは「5(8)-(各市町末尾7桁)」を「022-(各市町末尾7桁)」に変えてても通じる。